

町会等清掃業務委託の手引き

1. 目的

公園等のある町会・自治会等の団体に清掃業務を委託することにより、地域に密着した公園として、町会・自治会等住民のコミュニティ形成の場として、また身近な公園として地域住民に愛着心を持っていただくことを目的とする。

2. 対象公園等

清掃業務を委託する場所は、公園緑地課で管理する公園や緑地等（以下、「公園等」という。）とする。

3. 業務の内容

業務の内容は、園内とその外周の清掃、除草及び屑籠の清掃、また公園等施設の破損や不具合等の連絡で、業務内容の詳細については清掃業務の分担（別紙1）のとおりとする。

なお、清掃は月2回以上、除草は適宜行い、利用者等に不快感を与えないような美化に努めるようにすること。

4. 委託団体の要件

- (1) 清掃業務を継続して遂行できること。
- (2) 公園等の清掃業務に意欲があり、理解と熱意を持っていること。
- (3) 構成人員は原則として5人以上で構成されていること。

5. 委託団体

委託先の団体を選定する際には、次の順位とする。

- (1) 公園等のある町会・自治会
- (2) 公園等のある町会・自治会に所属する老人会・子供会・青少年育成会等の団体
- (3) 公園等のある地域の町会・自治会の住民だけで構成された団体
(ゲートボール、少年野球、ボランティアの団体等)
- (4) 公園等のある地域の町会・自治会住民を主な構成員とした団体
(ゲートボール、少年野球、ボランティアの団体等)
- (5) 地域外の任意の団体
(環境団体、福祉団体、ボランティア団体等)

※上記(3)、(4)、(5)の団体が受託する場合は、団体設立の趣旨、目的及び清掃業務が継続して遂行できるかどうか、また地元の町会・自治会との調整が図れているかを確認するため、①会則・規約、②会員名簿・従事者名簿、③公園等のある地域の町会・自治会の同意書を提出すること。

6. 委託契約

- (1) 清掃業務を行う団体は、公園等清掃受託申出書（様式1）で清掃の受託申出をしたうえで、公園等清掃委託契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約履行期間中に代表者の変更等があった場合は代表者変更届（様式2）及び相手方登録申請書を速やかに提出するものとする。
- (3) 清掃業務は受託団体が自ら実施するものとする。ただし、町会・自治会に所属する老人会・子供会等が清掃業務をおこなう場合は市と協議をすること。
また、委託料は、原則清掃等に従事した団体に支払うものとする。
- (4) 契約は一年度ごととし、次年度からの新規受託の申し出、現在の清掃契約の辞退の申し出は、原則12月末頃までに届け出るものとする。
- (5) その他契約に関することは、船橋市契約規則に準じるものとする。

7. 契約解除

次の場合は契約を解除することとする。

- (1) 委託団体から公園等清掃辞退申出書（様式3）の提出があったとき。
- (2) 委託団体が契約の内容を履行しなかったとき。

8. 履行の確保

市は必要に応じて清掃業務上の指導、助言をする。

清掃業務上疑義が生じたときは、市と委託団体とで協議する。

9. 管理状況の確認

- (1) 清掃委託契約をした団体は、四半期（3か月）に一度、所定の提出期限までに公園等管理状況報告書（様式4-1）を提出すること。
- (2) 公園等管理状況報告書には、日付、作業内容、作業従事者の名前、または作業責任者の名前及び人数を記入すること。また、委託料が30万円を超える公園等については、公園等管理状況報告書（写真）（様式4-2）を追加で提出すること。
- (3) 管理上気付いた事、要望事項等がある場合は、公園等管理報告書（要望書）（様式5）により提出すること。
- (4) 各団体は作業日報（様式6）を作成し保管しておくこと。

10. 安全の確保

業務にあたっては、団体が責任をもって事故やケガが無いように安全には十分注意して実施すること。なお、業務活動中で発生した事故については、船橋市「市民活動総合補償制度」の適用を受けることが出来る場合があるので、速やかに連絡すること。

担当課：市民協働課（TEL：047-436-3201）

1.1. 委託料金

- (1) 委託料金は公園等清掃委託料算定基準（別紙2）による。
なお、年度途中で変更が生じた場合等における当該年度の委託料金は、月割りにより計算するものとする。
- (2) 委託料金は口座振込のため、初めて清掃業務を行う団体は、相手方登録申請書を提出するものとする。
また、口座名義の変更や代表者の変更があった場合も同様とする。

1.2. その他

この町会等清掃業務委託における委託契約は、市と町会・自治会、清掃業務実施団体との請負契約となるため、市議会議員又は、市議会議員に立候補をしようとする者が町会・自治会、清掃業務実施団体の代表者で契約者になる場合は留意すること。

令和7年10月 1日 改定

<問い合わせ・提出先>

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市建設局都市整備部公園緑地課

業務内容・報告・要望に関すること：管理係 047-436-2555

契約・請求・代表者変更等の手続きに関すること：指導係 047-436-2553

清掃業務の分担

1. 受託者（各団体）の業務内容

- (1) 清掃については、園内と外周も含め月2回以上行って下さい。
また、砂場のある公園は、砂場内の異物（ガラス破片、石、空き缶、犬猫の糞など）を除去してください。
- (2) 園内の雑草は適宜取り除いてください。なお、除草剤の使用は禁止です。
- (3) 遊具、フェンス、照明灯等の公園等施設の点検を行い、破損や危険箇所を発見した場合は、危険防止の応急処置をし、早急に公園緑地課まで連絡してください。
- (4) 水飲み場のある公園等は、漏水がないか、砂が詰まっていないか等に注意をしてください。
- (5) 清掃時に発生したごみは市指定のごみ袋に詰めて公園等の出入口付近にまとめて置き、公園緑地課へごみ回収依頼の連絡をしてください。
また、折れ枝などは1m以下になるように裁断し、紐などで束ねてごみ袋と一緒に公園等の出入口付近に集積してください。

2. 市が管理する内容

- (1) 遊具、ベンチ、フェンス、照明灯等の公園等施設の設置、修繕、塗装。
- (2) 樹木の植栽、剪定、伐採ならびに害虫駆除。
- (3) 砂場の砂やダスト舗装の補充。
- (4) 便所の清掃、破損箇所の修理、水道破損時の修理など。

以上については市が現地状況等を踏まえたうえで適宜行いますので、清掃時や利用上で気が付いた点、要望事項等がありましたら、市の担当者までご連絡いただくか、公園等管理状況報告（要望）書（様式5）にその旨の記入しご提出をお願いします。

公園等清掃委託料算定基準

面積 (㎡)	年額 / 月額 (円)	算定基準面積 (㎡)
100以下	12,000 / 1,000	—
101 ~ 400	38,400 / 3,200	400
401 ~ 600	57,600 / 4,800	600
601 ~ 800	76,800 / 6,400	800
801 ~ 1,000	96,000 / 8,000	1,000
1,001 ~ 1,500	134,400 / 11,200	1,400
1,501 ~ 2,000	172,800 / 14,400	1,800
2,001 ~ 2,500	211,200 / 17,600	2,200
2,501 ~ 3,000	249,600 / 20,800	2,600
3,001 ~ 3,500	297,600 / 24,800	3,100
3,501 ~ 4,000	345,600 / 28,800	3,600
4,001以上	393,600 / 32,800	4,100

※ 注意事項

1. 面積の算定は小数点以下切り捨てとする。
2. 委託料金は広場と植栽帯を含めた公園等の清掃・除草業務を標準とし、清掃作業だけの場合は作業面積の6割の面積の金額とする。
3. 緑地、市民の森については、人の利用する広場、園路及び敷地周囲5m程度を標準作業面積として面積を算出し金額を決める。

年 月 日

公園等清掃受託申出書

船橋市建設局都市整備部
公園緑地課長 あて

次年度より、「 _____ 」の清掃を受託したく、ここに申し出ます。

団体名 _____

住所 _____

役職名 _____

代表者名 _____ 印

連絡先 _____

代表者変更届

令和 年 月 日

船橋市長 あて

届出者住所 船橋市

団体名 _____

代表者名 役職 氏名

令和 年 月 日より下記のとおり変更したので届け出ます。

新代表者 住 所 船橋市



代表者名 会長 印

電話番号 ()

旧代表者 住 所 船橋市



代表者名 会長 印

電話番号 ()

1. 任期満了のため

変更理由 2. その他 ()

注 意：代表者が年度途中で交代された場合に提出してください。

代表者の変更手続きをされていない場合、委託料の支払いができないことがあります。

No. 公園等名称：

年 月 日

公園等清掃辞退申出書

船橋市建設局都市整備部

公園緑地課長 へ

_____年 _____月 _____日をもって、「 _____ 」の清掃を辞退したく、
ここに申し出ます。

辞退理由：

団体名 _____

住所 _____

役職名 _____

代表者名 _____ (印)

連絡先 _____

公園等管理状況報告書

【公園名】 公園

月	管理の内容			従事した方の名前 又は 従事責任者名及び従事人員
	日付	清掃	除草	
月				
月				
月				

※1 管理内容については、清掃・除草欄に○印をつけてください。

※2 従事した方全員の名前を記入してください。

また、従事者が多く記入できない場合は、従事責任者及び従事人員を記入してください。

年 月 日

団体名 _____

代表者名 役職 氏名 _____

電話番号 () _____

送付先 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 都市整備部 公園緑地課 管理係

提出期限： 月 日

No.***

TEL：047（436）2555

公園等管理状況報告書（記載例）

【公園名】		公園		
月	管理の内容			従事した方の名前 又は 従事責任者名及び従事人員
	日付	清掃	除草	
4 月	10	○		●●●、▲▲▲、■□■、◆◆◆
	20	○	○	●●●、▲▲▲、■□■、▼▼▼、◆◆◆
	30	○		▲▲▲、■□■、◆◆◆
5 月	7	○		責任者●●● 他5名
	14	○		責任者●●● 他6名
	21	○	○	責任者●●● 他10名
	28	○		責任者●●● 他5名
6 月	1～3	○		責任者●●● 他5名
	6～10	○	○	責任者●●● 他7名
	13～17	○		責任者●●● 他5名
	20～24	○		責任者●●● 他10名
	27～30	○	○	責任者●●● 他6名

※1 管理内容については、清掃・除草欄に○印をつけてください。

※2 従事した方全員の名前を記入してください。

また、従事者が多く記入できない場合は、従事責任者及び従事人員を記入してください。

年 月 日

団体名 ○ ○ 町 会
 代表者名 会長 船橋 太郎
 電話番号 047 (345) 6789

送付先 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 都市整備部 公園緑地課 管理係

提出期限： 月 日

No.***

TEL：047（436）2555

公園等管理状況報告書（写真）

ここに作業写真を貼付
（ 月分）

施設名

〇〇〇〇公園

作業団体

〇〇〇〇町会

【 月】

作業日

年 月 日

ここに作業写真を貼付
（ 月分）

【 月】

作業日

年 月 日

ここに作業写真を貼付
（ 月分）

【 月】

作業日

年 月 日

【写真報告書作成にあたっての注意事項】

写真は、園内での作業状況を撮影して下さい。

写真は、撮影したい地点から3m程度離れて撮影して下さい

(下記撮影例の、「悪い例」のような写真にならないようご注意ください)

写真報告の頻度は、1月あたり1枚の添付で構いません。

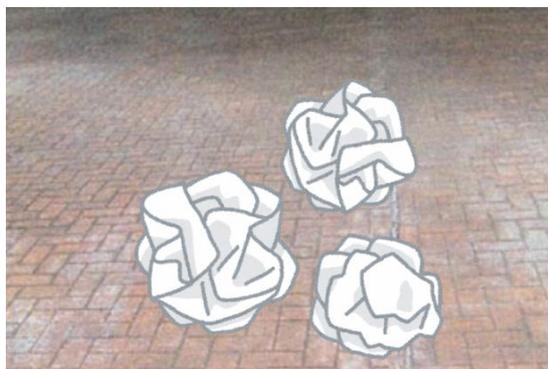
≪撮影例≫

【良い例】



- ・作業中のものである
 - ・作業している人が写っている
 - ・おおよその清掃箇所がわかる
- (ある程度遠景の写真である)

【悪い例】



- ・接写しすぎて全景がわからない
- ・作業している人が写っていない



- ・作業中のものでない
- (清掃箇所が写っていない)

【公園等管理状況報告書及び要望書の提出方法】

公園等管理状況報告書や要望書は、契約締結時にお送りしているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

市ホームページにて、「公園清掃」と検索しご確認ください。

公園等管理状況報告書、要望書は次の①～④の方法にてご提出ください。

①直接（来庁又は郵送）提出

公園緑地課管理係（〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 市役所4階）へご提出ください。

②FAXによる提出

公園緑地課管理係（FAX：047-436-2539）へ送信してください。

③メールによる提出

公園緑地課管理係（kouen@city.funabashi.lg.jp）へご提出ください。

メールの件名に、「〇〇公園 公園等管理状況報告書」と入力し、送信してください。

なお、管理状況報告書のデータは市ホームページに掲載しています。

⇒<https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kouen/004/po86872.html>

④オンライン申請システム（スマート申請サービス）による提出

オンライン申請システムは、市ホームページから利用することができます。

システム上の案内に沿って必要事項を入力の上、報告してください。

※スマート申請サービスを利用し提出する場合は、アカウントの作成または指定サービスでのログインが必要です。

オンライン申請システムの使い方を次のページで紹介しています！

オンライン申請システムによる提出方法を紹介します！

- 市ホームページで「オンライン申請」と検索します。

The screenshot shows the Funabashi City homepage. At the top, there is a navigation bar with the city logo and various utility buttons like '音声読み上げ' (Text-to-Speech), '文字サイズ' (Text Size), '標準' (Default), '配色' (Color Scheme), 'よみがな' (Voice), and 'はずす' (Remove). Below this is a horizontal menu with icons for '暮らし・手続き' (Living/Procedures), '子ども・教育' (Children/Education), '健康・福祉・衛生' (Health/Welfare/Hygiene), '生涯学習・文化・スポーツ' (Lifelong Learning/Culture/Sports), 'まちづくり・環境保全' (Town Planning/Environmental Conservation), '産業・事業者向け' (Industry/Business), and '市政・市の紹介' (Municipal Government/City Introduction). A banner for 'FUNABASHI Style' is visible, followed by a '重要なお知らせ' (Important Notice) section regarding disaster radio broadcasts. A large blue banner promotes '救急車の適正利用にご協力を' (Please cooperate with the proper use of ambulances) and provides the emergency number '#7119'. Below this is a search bar with the text 'キーワードで検索する' (Search by keyword). The search input field contains 'オンライン申請' (Online Application), and the search button is labeled '検索' (Search). A red box highlights the search input field and button. To the right, a speech bubble contains the word '検索' (Search). Below the search bar, there are '注目ワード' (Featured Words) including 'ふなばし感染症情報' (Funabashi Infectious Disease Information), 'コロナのよくある質問' (Frequently Asked Questions about COVID-19), 'プール案内' (Pool Information), and 'ごみの収集' (Waste Collection). A blue arrow on the left side of the page points downwards, indicating the flow of the process.

- 検索結果の中から「船橋市のオンライン申請」をクリックします。

サイト内検索 検索結果

検索する単語の末尾に「site:www.city.funabashi.lg.jp」の文字列が自動で挿入されるよう、検索方法を変更しています。別の単語で検索しなおす場合は、「site:www.city.funabashi.lg.jp」の部分は消さないで下さい。

複数ワードで検索結果を絞り込むには
スペースで区切って、複数のキーワードを入力して絞り込めます。スペースは半角でも全角でも大丈夫です。
例：施設 市民 料金 site:www.city.funabashi.lg.jp
「施設」と「市民」と「料金」に関連するページを検索します。

オンライン申請 site:www.city.funabashi.lg.jp

すべての検索結果 よくある質問 こどもホームページ FUNABASHI...

約 4,390 件 (0.12 秒) 表示順: Relevance

船橋市のオンライン申請 | 船橋市公式ホームページ

2025/03/03 ... 船橋市のオンライン申請はこちらからご利用いただけます。船橋市スマート申請・ちばDXポータル・このページについてのご意見・お問い合わせ。デジタル...

- 「スマート申請サービス」をクリックします。

現在の場所: [トップ](#) > [暮らし・手続き](#) > [オンライン申請・届出サービス](#) > [船橋市のオンライン申請](#)

船橋市のオンライン申請

更新日: 令和7(2025)年3月3日 (月曜日) ページID: P077332

船橋市のオンライン申請はこちらからご利用いただけます

船橋市スマート申請

船橋市スマート申請は「船橋市オンライン申請・届出サービス」の後継サービスです。引き続き「船橋市オンライン申請・届出サービス」で使っていたアカウントは使えなくなり、あたっては新しいアカウント登録 (Grafferアカウント) またはメールアドレス変更が必要になります。

スマート申請サービス
> 詳細はこちら

ちばDXポータル

県が所管する手続きについては、以下のサイトからご確認をお願いします。

「オンライン申請・届出サービス」の他の記事
▶ 船橋市のオンライン申請

最近見たページ
▶ 令和7年参議院議員通常選挙 投票結果トップページ

- 「公園」と検索します。



- 「町会等清掃業務委託における公園等管理状況報告書」をクリックします。



この先はシステムの指示に従って登録してください！

作業日報

団体名 _____

1. 公園等名称 _____

作業責任者 _____

2. 作業日・時

年 月 日

午前・午後 時 分 ~ 時 分

3. 作業状況

作業内容	ゴミ等の量	従事員名	支出

※・ゴミ等の量は、ゴミ袋等の数量を記入すること。

・作業員名は、参加者の名前を全員記入すること。

・支出は、作業にかかる必要経費(用具、消耗品、体調管理のための飲料等)を記入すること。

4. 施設状況(点検結果)

遊具等の破損	水飲み場の状況		放置自転車・バイクの有無
砂場の状況	その他		

5. 特記事項(当日気づいたこと等)

※ 本書は受託者が保管しておくこと。